

## 中部運輸局自動車技術安全部

平成29年6月2日

## 連絡先

中部運輸局自動車技術安全部整備課  
梅藤、有岡

TEL 052-952-8042

## 不正改造を実施した指定自動車整備事業者を取消処分

岐阜県内の指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり道路運送車両法の違反行為により指定の取消などの行政処分を行いました。

中部運輸局では、今後とも自動車整備事業者に対する指導・監督に努めて参ります。

## 記

1 事業者の氏名又は名称  
円城寺オート株式会社

2 事業場の名称及び所在地  
円城寺オート株式会社（岐阜県岐阜市）

## 3 行政処分の種類

- (1) 指定自動車整備事業の指定の取消
- (2) 自動車検査員の解任命令
- (3) 自動車分解整備事業の停止命令

平成29年6月3日から

平成29年6月17日まで 15日間

## 4 違反条項

- (1) 指定自動車整備事業
  - ・ 道路運送車両法第94条の3第1項違反（法令の遵守違反）
  - ・ 道路運送車両法第94条の5第1項違反（保安基準適合証の不正交付）
  - ・ 道路運送車両法第94条の5第4項違反（保安基準適合証に不正証明）
  - ・ 道路運送車両法第94条の6第1項違反（指定整備記録簿の記載誤り）
  - ・ 道路運送車両法第99条の2違反（不正改造の実施）
- (2) 自動車分解整備事業
  - ・ 道路運送車両法第91条第1項違反（分解整備記録簿の記載誤り）
  - ・ 道路運送車両法第94条の5違反（不正改造車の車検手続）

## 5 違反の概要

上記事業者は、自ら自社所有の普通貨物自動車に対し不正改造（突入防止装置の取り外し）を実施した。また、自動車検査員は、当該不正改造車に対し保安基準に適合する旨証明し、事業者は、当該不正改造車両を含む3台について、保安基準不適合状態（大型後部反射器の性能要件不足）であるにもかかわらず、保安基準適合証を交付した。

なお、当該事業者は、平成28年9月に行政処分（保安基準適合証等の交付停止命令）を受けているにもかかわらず、平成29年2月から3月に実施した岐阜運輸支局の監査において上記違反行為が判明した。